

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次） 申請受付要項

令和3年9月2日

【要請期間】令和3年8月20日（金）～9月12日（日）まで

【受付期間】令和3年9月13日（月）～10月29日（金）まで

1 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症の県内の感染拡大を受け、富山県は、令和3年8月16日（月）から、県民や事業者の皆様のご行動を制限する「ステージ3」に移行しました。

さらに、国において「まん延防止等重点措置」の適用対象として指定され、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年8月20日から令和3年9月12日まで」とすることが決定されました。感染拡大防止のため、事業者の皆様にご協力をお願いいたしました。

時短要請の対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、県の要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）」（以下「第3次協力金」といいます。）を支給いたします。（時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。）

2 申請方法

（1）郵送による申請

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

※令和3年10月29日（金）当日消印有効

（特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

＜宛先＞〒930-8501（住所記載不要）

富山県新型コロナウイルス拡大防止協力金事務局 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

（2）オンライン申請

県のHPを確認してください。

<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/kenkou/kyouryokukin.html>

※申請は令和3年10月29日（金）23時59分までに送信を完了してください。



3 要請内容（令和3年8月20日～9月12日 ※24日間）

対象地域	富山市 （まん延防止等重点措置区域）	県内全域 （富山市除く）
営業時間	午前5時～午後8時	午前5時～午後8時
酒類提供	提供を自粛（終日） （利用者による店内持込を含む）	午後7時まで
カラオケ設備※	利用自粛（終日）	特に制限なし

※飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備

4 協力金支給額

- ・ 1店舗あたりの売上高（または売上高減少額）に応じて1日あたりの支給額が決定されます。その額に要請期間日数を乗じた金額が、協力金の支給額となります。

1店舗あたり 1日あたりの支給額 × 要請期間日数（24日）

- ・ この場合の売上高とは、飲食部門のみ（例えば、飲食品のテイクアウトや土産物等の物品販売にかかる売上高などは除外）であり、かつ消費税および地方消費税を除いた金額となります。
- ・ 1日あたりの支給額の計算にあたっては、「売上高方式」および「売上高減少額方式」の2つがあります。なお、大企業は「売上高減少額方式」のみ選択でき、個人事業主・中小企業は2つの方式のいずれかを選択できます。

【1日あたりの支給額の計算】

最初に、様式3-1「協力金計算書（判定表）」により、使用する様式を選択する必要があります。

（1）売上高方式【様式3-2、3、6、7】

前年または前々年の売上高をもとに、1日あたりの売上高を計算し、その3割（富山市内の店舗は4割）相当額（下限・上限あり）を1日あたりの支給額とする方法です。

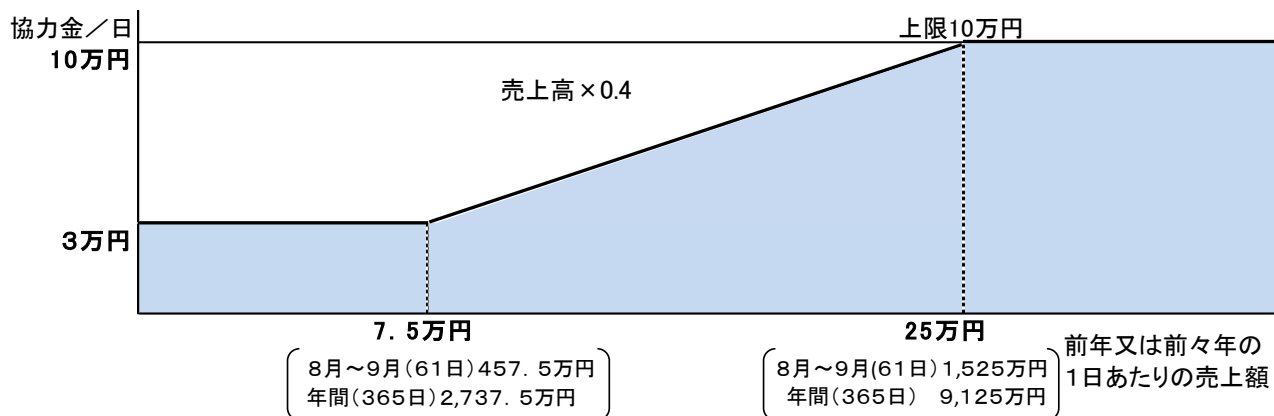
※一部早期支給を受けている場合は、総支給額と一部早期支給額との差額を支給します。

<中小企業・個人事業主（※）>

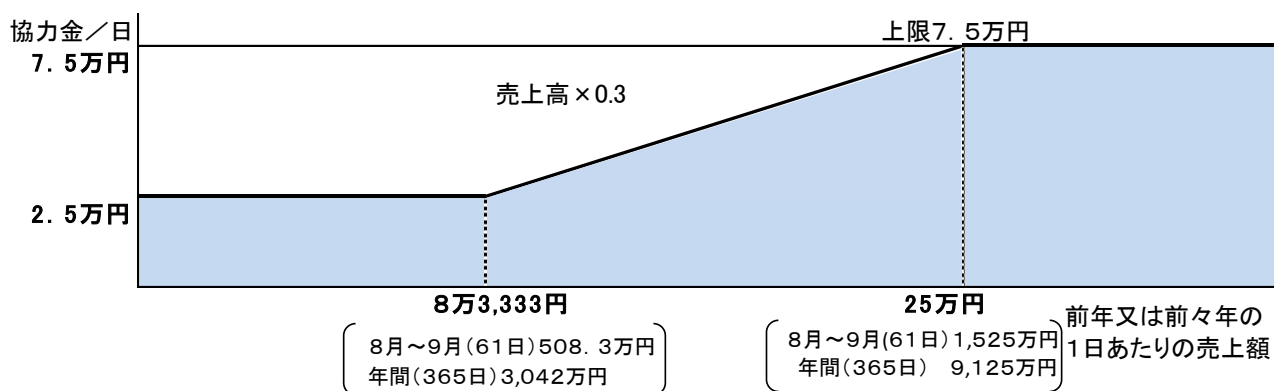
区分	令和元年または令和2年の 1日あたりの売上高	1日あたりの支給額 （千円未満切上）
富山市 （重点措置区域）	75,000円以下	3万円【下限額】
	75,001円～250,000円以下	1日あたりの売上高×0.4
	250,000円超	10万円【上限額】
県内全域 （富山市除く）	83,333円以下	2.5万円【下限額】
	83,334円～250,000円以下	1日あたりの売上高×0.3
	250,000円超	7.5万円【上限額】

（※）みなし大企業も選択可

富山市（重点措置区域）



県内全域（富山市除く）



(2) 売上高減少額方式【様式3-8、9】

前年または前々年の売上高と比較して営業時間短縮等により減少した売上高を計算し、1日あたりの売上高減少額の4割相当額（上限あり）を1日あたりの支給額とする方法です。

<大企業（※）>

区分	1日あたりの支給額（千円未満切上）
富山市 （重点措置地域）	1日あたりの売上高減少額 × 0.4 【上限額】 20万円
県内全域 （富山市除く）	1日あたりの売上高減少額 × 0.4 【上限額】 20万円または1日あたりの売上高 × 0.3 のいずれか低い額

(※) 中小企業、個人事業主又はみなし大企業も選択可

＜参考1＞中小企業のお考え方（中小企業基本法）

次のA・Bのいずれかに該当する事業者を「中小企業」といいます。

なお、主たる業が「飲食業」の場合、業種分類は「小売業」となります。

業種分類	A：資本金の額または出資の総額	B：常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

＜参考2＞みなし大企業のお考え方

次のいずれかに該当する中小企業を「みなし大企業」とします。

- ① 発行済株式の総数または出資価格の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥ 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

(3) 新規開店特例（開店1年未満の店舗に対する特例）【様式3-4、5、10、11】

開店日から営業時間短縮等の開始日の前日までの売上高をもとに、1日あたりの売上高を計算し、その売上高から1日あたりの支給額を算出します。

(4) 合併・法人成り・事業承継特例【様式3-2、3、6、7、8、9】

事業の継続性があると認められる場合、前年または前々年の売上高をもとに、1日あたりの売上高を計算し、その売上高から1日あたりの支給額を算出します。

(5) 富山県新型コロナ安心対策飲食店への上乗せ支給（定額10万円）

富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度により富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証を受けている店舗については、「売上高方式」又は「売上高減少額方

式」で計算された協力金額に加え、1店舗あたり10万円を上乗せ支給します。

なお、申請受付期間は、時短要請期間終了日（9月12日（日））まで延長しておりますが、申請される場合は、お早めの申請をお願いします。

※富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度については、以下のHPを確認してください。

<https://toyama-ninsho.jp/>



5 申請要件

対象店舗が次の全ての要件を満たす場合とします。

(1) 対象店舗が、時短要請前から継続して午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている飲食店であること。

※食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗であること。

※以下の店舗等は対象外となります。

- ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ 宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの等）

(2) 対象店舗が、業種ごとのガイドラインを遵守していること。

(3) 対象店舗が、令和3年8月20日（金）午後8時から同年9月12日（日）深夜12時までの全ての期間において時短要請（午後8時から翌朝5時までの時間帯の営業自粛）にご協力いただくこと。（終日休業とした場合も含む。）

※まん延防止等重点措置区域（富山市内）の対象店舗については、終日、酒類の提供及びカラオケ設備（飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備）の利用を自粛すること。

※富山市以外を対象店舗については、酒類の提供を午後7時までとしていること。

(4) 令和3年8月20日（時短営業要請日）以前に、必要な許認可等を取得し、対

象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年9月12日以降であること。

- (5) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。
- (6) 県から、検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
- (7) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。


また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

なお、提供いただきました情報につきましては、富山県警察本部をはじめとする各種行政機関に照会させていただくことがあります。

6 申請手続き等

(1) 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 県のホームページからダウンロード → 
- ・ 県及び各市町村の所定の窓口
- ・ 各種団体等の窓口

※当該窓口については、県のホームページでご案内いたします。

(2) 申請書類

「申請書類チェックリスト」で規定する申請書類を確認してください。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することもありますので、申請書提出時に、必ず控えをとり保管ください。

そのほか、書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定とする場合があります。

7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を支給します。10月以降、順次支給します。

※今回の時短要請を機に、富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度の申請をされた店舗については、別途審査に時間を要する場合があります。

8 通知等

(1) 申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。

なお、通帳に記帳される振込依頼人名は次のとおりです。

振込依頼人名 トヤマケンキョウリヨクキンジムキョク

(2) 申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

9 その他

(1) 第3次協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、第3次協力金の支給決定を取り消すとともに、納期を定めて返金を指示します。納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（協力金の額に年 10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。

(2) 第3次協力金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の時短要請への取組に係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります

10 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-8903

受付時間：午前9時～午後5時（当面の間、土日・祝日も開設）

協力金を装った詐欺にご注意ください！

○県が、協力金の支給のために現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込みなどをお願いすることはありません。

○ご自宅や職場などに、県をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

よくあるご質問（時短要請・協力金について）

令和3年9月2日現在

【1 時短要請について】

- Q1-1. 時短要請は何に基づくものか？
- Q1-2. 今回の要請は強制的なものか？罰則等はあるのか？
- Q1-3. 時短要請の対象となる区域は？
- Q1-4. 時短要請の対象となる店舗は？
- Q1-5. 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？
- Q1-6. 午後8時以降に料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の支給対象となるか？
- Q1-7. 飲食店が、午後8時以降はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？
- Q1-8. ノンアルコールの、ビールやカクテルは酒類に含まれるのか？
- Q1-9. ホテル、旅館を営んでいるが、時短要請の対象となるのか？
- Q1-10. 時短営業を行わなければならない正確な時間は？
- Q1-11. 8月20日は、午前0時(0:00)～午前5時(5:00)まで営業してもよいか？
- Q1-12. 要請期間中に予約が既に入っており、その日は20時以降も営業した場合は支給対象となるのか？
- Q1-13. 終日休業とした場合は協力金の対象になるのか？
- Q1-14. 営業時間短縮の要請期間内にある、店舗の定休日は協力金の対象になるのか？
- Q1-15. 酒類の提供のみ時短営業は、協力金の対象になるか？
- Q1-16. 時短営業の実施状況をどのように確認するのか？
- Q1-17. 新型コロナウイルスが感染拡大する前は夜8時以降も営業していたが、感染拡大防止に協力するために、時短要請前から独自の判断で営業時間を夜8時までとしていたり、休業していた場合は協力金の対象となるのか？
- Q1-18. 一部早期支給分が支給された後、要請期間の途中から要請に応じられなくなった場合は、早期給付分の取り扱いについてはどのようになりますか。

【2 協力金について】

- Q2-1. 協力金を支給する趣旨は？
- Q2-2. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？
- Q2-3. 富山県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？
- Q2-4. 富山県内で複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金はもらえないのか？

- Q 2－5. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？
- Q 2－6. いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？
- Q 2－7. 中小企業の定義は？
- Q 2－8. みなし大企業の協力金支給額の計算方法は、「売上高減少額方式」または「売上高方式」どちらの計算方法となるのか？
- Q 2－9. 申請方法は？（オンラインのみ？申請書類はどこでもらえる？）
- Q 2－10. 協力金の申請期間は？
- Q 2－11. 協力金はいつ支払われるのか？
- Q 2－12. 一部早期支給をすでに受けたが、本申請の支給額はどのようになるのか？
- Q 2－13. 一部早期支給をすでに受けたが、売上高減少額方式での申請は可能か？
- Q 2－14. 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか？
- Q 2－15. 時短要請期間の途中に開業した場合でも協力金支給の対象となるか？
- Q 2－16. 開店して間もないため、前年の売り上げがない場合は、協力金の対象となるか？
- Q 2－17. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？
- Q 2－18. もともとの営業時間が午前5時から午後8時までの店舗が、営業時間を短縮した場合、協力金は支給されるか？
- Q 2－19. 申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいか。
- Q 2－20. 複数店舗で申請する場合、売上高減少額方式か売上高方式か各店舗で選択できるのか？
- Q 2－21. 「業界ごとのガイドライン遵守」とはどの程度必要であるか？

【3 富山県新型コロナ安心対策飲食店（第三者認証制度）との関係について】

- Q 3－1. 「富山県新型コロナ安心対策飲食店」の認証を受けているが、時短要請に応じなければならないか？
- Q 3－2. 富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証を申請していないが、これから申請しても協力金の上乗せ対象になるか？
- Q 3－3. 富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証を既に申請済だが、現地調査がまだ終了していない。この場合に、協力金の上乗せ対象になるか？

【1 時短要請について】

Q 1-1. 時短要請は何に基づくものか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び第31条の6第1項によるものです。

Q 1-2. 今回の要請は強制的なものか？罰則等はあるのか？

【重点措置区域】

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請であり、「正当な理由なく」応じていただけない状態が続いた場合には、最終的に「過料」が科される場合があります。

【その他区域】

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請であり、強制的な措置ではありません。また、罰則の定めもありません。

Q 1-3. 時短要請の対象となる区域は？

A. 富山県内全域です。

Q 1-4. 時短要請の対象となる店舗は？

A. 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得している店舗のうち、従来から午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業している飲食店が対象となります。ただし、以下の店舗は対象外です。

- (1) 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- (5) 宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるネットカフェ・漫画喫茶
- (6) 飲食スペースを有さないキッチンカー

- (7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- (8) 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- (9) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- (10) 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの等）

Q 1-5. 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？

A. 酒類を提供していない店舗であっても、午後8時以降の営業を対外的に周知しており、要請期間中に午後8時以降の営業を自粛した場合に対象となります。

Q 1-6. 午後8時以降に料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の支給対象となるか？

A. 対象になりません。午後8時には完全に店を閉めていただく必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。

なお、酒類の提供は、まん延防止等重点措置区域は終日自粛、その他地域は午後7時まで。

Q 1-7. 飲食店が、午後8時以降はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、午後8時以降も営業していただいて構いません。

Q 1-8. ノンアルコールの、ビールやカクテルは酒類に含まれるのか？

A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

Q 1-9. ホテル、旅館を営んでいるが、時短要請の対象となるのか？

- A. 宿泊者のみに酒類を含む飲食を提供する場合は、時短要請の対象外となります。
しかし、宿泊者以外の方へ飲食を提供する場合は、時短要請の対象となります。(酒類の提供は、まん延防止等重点措置区域は終日自粛、その他地域は午後7時まで)
なお、宿泊者への酒類を含む飲食の提供は、要請の対象外となりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

Q 1-10. 時短営業を行わなければならない正確な時間は？

- A. 以下の時間帯においては、営業を自粛願います。
(1) 8月20日は、午後8時(20:00)～午後12時(24:00)
(2) 8月21日～9月12日は、午前0時(0:00)～午前5時(5:00)及び、
午後8時(20:00)～午後12時(24:00)

Q 1-11. 8月20日は、午前0時(0:00)～午前5時(5:00)まで営業してもよいのか？

- A. 要請期間外であるため、構いません。

Q 1-12. 要請期間中に予約が既に入っており、その日は20時以降も営業した場合は、支給対象となるのか？

- A. 要請期間中、全ての日において、連続して要請に取り組んでいただく必要があります。
営業時間短縮を行わない日が期間中に1日でもあれば、協力金は支給されません。

Q 1-13. 終日休業とした場合は協力金の対象になるのか？

- A. 営業時短要請の対象である店舗が終日休業した場合は、要請に応じたこととします。

Q 1 - 1 4 . 営業時間短縮の要請期間内にある、店舗の定休日は協力金の対象になるのか？

A. 対象になります。また、日単位で支給を行うわけではないので、減額もされません。

Q 1 - 1 5 . 酒類の提供のみ時短営業は、協力金の対象になるか？

A. 対象になりません。

Q 1 - 1 6 . 時短営業の実施状況をどのように確認するのか？

A. 協力金の本申請時に、営業時間の短縮を告知したことがわかる書類（例：ホームページ、店頭ポスター、チラシが掲載されていることがわかる写真）を添付していただき、当該内容で確認します。

なお、要請期間中には、適宜見回りを行って確認しています。

Q 1 - 1 7 . 新型コロナウイルスが感染拡大する前は夜 8 時以降も営業していたが、感染拡大防止に協力するために、時短要請前から独自の判断で営業時間を夜 8 時までとしていたり、休業していた場合は、協力金の対象となるのか？

A. この協力金は、夜 8 時以降の営業を継続されている店舗が、夜 8 時までの時短要請にご協力いただくことで、新たな感染者の発生に歯止めをかけることを趣旨として支給させていただきますものです。

したがって、時短要請前から、午前 5 時から午後 8 時までの営業とされていたり、全面休業しておられたとしても、原則対象となりません。

Q 1 - 1 8 . 一部早期支給分が支給された後、要請期間の途中から要請に応じられなくなった場合は、早期給付分の取り扱いについてはどのようになりますか。

A. 誓約書に基づき、一部早期支給分を返還していただくこととなります。

【2 協力金について】

Q 2 - 1. 協力金を支給する趣旨は？

- A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様
の協力に対し支給するものです。営業時間短縮に対する補償金として支給するものでは
ありません。

Q 2 - 2. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？

- A. 時短要請期間の開始日（令和3年8月20日）以前から、必要な許認可等を取得の上、
富山県内で対象となる店舗を運営している事業者です。
なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常
時滞在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

Q 2 - 3. 富山県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

- A. 富山県内にあれば、要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支
給します。

Q 2 - 4. 富山県内で複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金 はもらえないのか？

- A. 富山県内の全ての店舗を時短等することを協力金の給付要件としていません。店舗ご
とに協力金の支給対象であるか、判断します。
一部の店舗のみ申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り
時短営業へのご協力をお願いします。

Q 2 - 5. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

Q 2 - 6. いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

Q 2 - 7. 中小企業の定義は？

A. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者および会社以外の法人等（人格なき社団等を含む）であり、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等です。具体的には、下記のとおりです。

主たる事業の区分	資本金または出資金の額	常時雇用する従業員数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

Q 2 - 8. みなし大企業の協力金支給額の計算方法は、「売上高減少額方式」または「売上高方式」どちらの計算方法となるのか？

A. みなし大企業の協力金支給額の計算方法は、「売上高減少額方式」または「売上高方式」のいずれでも構いません。

＜参考＞みなし大企業の考え方

次のいずれかに該当する中小企業を「みなし大企業」とします。

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数または出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

Q 2 - 9. 申請方法は？（オンラインのみ？申請書類はどこでもらえる？）

A. 郵送またはオンラインで受付を行います。

郵送の場合は、特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。また、送料は申請者側でご負担いただきます。

なお、料金不足の場合は、受付せず返送します。その結果、再申請が受付期限に間に合わなかった場合は受付できませんので、ご注意ください。

オンライン申請の場合は以下のURLより申請してください。

<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/kenkou/kyouryokukin.html>



Q 2 - 1 0. 協力金の申請期間は？

- A. 令和3年9月13日（月）から10月29日（金）までに申請してください。
郵送の場合は令和3年10月29日（金）当日消印有効。オンライン申請は令和3年10月29日（金）23時59分までに送信を完了してください。

Q 2 - 1 1. 協力金はいつ支払われるのか？

- A. 申請の受付完了後、概ね1か月程度を目途に順次指定の口座へ振り込む予定です。
なお、申請書等に不備がある場合、内容の補正や追加書類の提出が必要な場合には別途期間を要しますので、予めご了承ください。
また、富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度の申請をされた店舗については、別途審査に時間を要する場合があります。

Q 2 - 1 2. 一部早期支給をすでに受けたが、本申請の支給額はどのようになるのか？

- A. 総支給額と一部早期支給額との差額を支給します。
なお、富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証を受けている店舗については、1店舗あたり10万円を上乗せして支給します。

Q 2 - 1 3. 一部早期支給をすでに受けたが、売上高減少額方式での申請は可能か？

- A. 一部早期支給を申請される際の要件として、本申請において、原則として売上高方式で申請いただくこととしております。

Q 2 - 1 4. 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか？

- A. そのとおりです。
時短要請期間の途中から時短営業を行った場合や、途中で時短営業を止めた場合など、期間中の一部のみで時短営業を行った場合は、協力金は支給されません。

Q 2 - 1 5 . 時短要請期間の途中に開業した場合でも協力金支給の対象となるか？

A. 対象となりません。

時短要請期間の開始日に開業していることを要件としています。

Q 2 - 1 6 . 開店して間もないため、前年の売上げがない場合は、協力金の対象となるか？

A. 対象となります。新規開店特例（開店1年未満の店舗に対する特例）を設けており、要件を満たす場合は対象となります。開店日から営業時間短縮等の開始日の前日までの売上高をもとに、1日あたりの売上高を計算し、その売上高から1日あたりの交付額を算出します。その際は、以下のような書類の提出が必要となります。

- ・ 法人設立届
- ・ 開業届または直近3カ月の売上高の写し

Q 2 - 1 7 . 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？

A. 事業の継続性があると認められる場合、前年または前々年の売上高をもとに申請が可能です。その際は、以下のような書類の提出が必要となります。

- ・ 履歴事項全部証明書
- ・ 法人設立届
- ・ 個人事業の開業・廃業届

事業の継続性が認められない場合には、新規開店特例を適用してください。

Q 2 - 1 8 . もともとの営業時間が午前5時から午後8時までの店舗が、営業時間を短縮した場合、協力金は支給されるか？

A. 対象となりません。時短要請が出る前から午後8時以降も営業をしていた店舗が要請に応じて午前5時から午後8時までに営業時間を短縮することが必要です。また、もとも午前5時から午後8時までの営業である店舗が全面休業した場合も同様に対象となりません。

Q 2 - 1 9 . 申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいか。

A. 飲食店営業許可証の交付の数により判断します。

Q 2 - 2 0 . 複数店舗で申請する場合、売上高減少額方式か売上高方式か各店舗で選択できるのか？

A. 各店舗で選択可能です。

Q 2 - 2 1 . 「業界ごとのガイドライン遵守」とはどの程度必要であるか？

A. 業界ごとのガイドラインを参考にそれぞれの営業形態や店舗の実情にあわせた、できる限りの対応をお願いします。

(例) ・ 入店時の手指消毒

- ・ 発熱などの症状がある方への入店お断り
- ・ パーテーション設置
- ・ 座席を開ける (できるだけ 2 m (できれば 1 m)) など

【業界ごとの感染拡大予防ガイドライン例】

外食業の事業継続のためのガイドライン

http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_630.pdf

社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

<https://zensyaren.net/pdf/b9584552dfbf47642688827125fca7611e1fbd45.pdf>

【3 富山県新型コロナ安心対策飲食店（第三者認証制度）との関係について】

Q3-1. 「富山県新型コロナ安心対策飲食店」の認証を受けているが、時短要請に応じなければならないか？

A. 7月以降、飲食店等でのクラスター発生が見られており、飲食を介しての感染拡大を防止するために、認証店についても、時短営業にご協力をお願いします。

なお、認証店舗には、売上高に応じた協力金の額に対し、10万円（定額）を上乗せします。

Q3-2. 富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証を申請していないが、これから申請しても協力金の上乗せ対象になるか？

A. 富山県新型コロナ安心対策飲食店については、申請受付期間を6月24日（木）から7月26日（月）までとしておりましたが、時短要請期間終了日（9月12日（日））まで認証申請を受け付けます【当日消印有効】。同日までに申請済であり、現地調査の結果、認証された店舗は、10万円（定額）の協力金が上乗せされます。

認証申請の方法は、HP（<https://toyama-ninsho.jp/>）をご確認願います。なお、電話でのお問合せは、富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度事務局までお願いします。

（電話番号：076-444-5311、受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を除く））

Q3-3. 富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証を既に申請済だが、現地調査がまだ終了していない。この場合に、協力金の上乗せ対象になるか？

A. 現地調査については、順次、調査員が日程調整の上、訪問させていただきますので、今しばらくお待ち願います。現地調査の結果、認証された店舗は、10万円（定額）の協力金が上乗せされます。

よくあるご質問（申請について）

令和3年9月2日

【1 申請について】

- Q 1-1. 自分が協力金の対象となるか分からないのですが。
- Q 1-2. 申請書類はどこで手に入れますか？
- Q 1-3. 協力金はなるべく早く申請しないとなくなってしまうのですか？
- Q 1-4. 申請受付期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

【2 「様式1 協力金申請書」について】

- Q 2-1. 「住所」欄について、個人事業主の場合は事業所と自宅のどちらを記載すればよいですか？
- Q 2-2. 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか？
- Q 2-3. 金融機関コードや支店コードが分からない場合はどうしたらよいですか？
- Q 2-4. 固定電話と携帯電話のいずれか一方しかない場合はどうすればよいですか？
- Q 2-5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

【3 「様式2 誓約書」について】

- Q 3-1. 誓約書は押印が必要ですか？

【4 添付書類について】

- Q 4-1. (1) ②外景及び内景の写真とは、具体的にどのようなものですか？
- Q 4-2. (1) ②店舗や事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真は、現像する必要がありますか？
- Q 4-3. (1) ③申請する店舗ごとに必要な許可等を取得していることがわかる書類とはどのようなものですか？
- Q 4-4. (1) ④本人確認書類として住民票を添付したいのですが、発行日などに留意点がありますか？
- Q 4-5. (1) ④本人確認書類の添付は1点でよいですか？
- Q 4-6. (2) 店舗の飲食店部門の売上高（税抜）がわかる書類とは具体的にどのようなものですか？
- Q 4-7. (3) 営業時間の時短要請に応じた状況がわかる書類とはどのようなものですか？
- Q 4-8. (4) 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？
- Q 4-9. 当座預金を使用しており、通帳がない場合、どのような資料を添付すればよいですか？

【5 その他】

- Q 5 - 1. 協力金（第3次）で提出が求められている書類と、前回協力金を申請した際に提出した書類で同一のものがある場合、前回提出済の書類については、今回の提出は不要ですか？
- Q 5 - 2. 申請書チェックリストは提出が必要ですか？
- Q 5 - 3. 協力金の支給を受けた場合、課税対象になりますか？

【1 申請について】

Q 1-1. 自分が協力金の対象となるか分からないのですが。

A. 申請受付要項をご覧ください。

なお、協力金に関する問合せは、以下のコールセンターで受付しております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等はありません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-8903 受付時間：午前9時～午後5時

Q 1-2. 申請書類はどこで手に入れますか？

A. 富山県ホームページからダウンロードできるほか、厚生センターや各市町村、商工団体等での配付を予定しています。

Q 1-3. 協力金はなるべく早く申請しないとなくなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。令和3年10月29日（金）までに申請いただければ協力金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

郵送の場合：10月29日（金）当日消印有効

オンライン申請の場合：10月29日（金）23時59分までに送信してください。

Q 1-4. 申請受付期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は受付しません。

【2 「様式1 協力金申請書」について】

Q2-1. 「住所」欄について、個人事業主の場合は事業所と自宅のどちらを記載すればよいですか？

A. 自宅の住所を記載してください。

Q2-2. 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか？

A. 法人番号は、国税庁のサイトで検索できます。
(法人番号公表サイト) <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

Q2-3. 金融機関コードや支店コードが分からない場合はどうしたらよいですか？

A. 金融機関コードや支店コードは、通帳や金融機関ホームページ等で確認することができます。なお、不明な場合は、空白でも構いません。

Q2-4. 固定電話と携帯電話のいずれか一方しかない場合はどうすればよいですか？

A. いずれか一方のみ記載で構いませんが、提出書類に不備があった場合等に連絡することがあるので、連絡をとれる番号を記載してください。

Q2-5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

【3 「様式2 誓約書」について】

Q 3 - 1. 誓約書は押印が必要ですか？

- A. いいえ、必要ありません。ただし、必ず様式2をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある申請者氏名欄は、必ず自署でお願いします（ゴム印等は不可）。

【4 添付書類について】

Q 4 - 1. (1) ②外景及び内景の写真とは、具体的にどのようなものですか？

- A. 外景は、社名や店舗名が確認できる写真で、内景は、客席、厨房等が確認できる写真です。なお、1枚に収まらない場合は複数枚になっても構いません。

Q 4 - 2. (1) ②店舗や事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真は、現像する必要がありますか？

- A. 必ずしも現像する必要はありませんが、コピー用紙等に印刷し提出いただく必要があります。

Q 4 - 3. (1) ③申請する店舗ごとに必要な許可等を取得していることがわかる書類とはどのようなものですか？

- A. 店舗に掲示されている、時短営業期間中（令和3年8月20日（金）～9月12日（日））に有効な、食品衛生法に基づく営業許可証の写しや記載文面がわかるように撮影された写真を提出してください。

風俗営業法に基づく許可も受けている店舗の場合は、風俗営業許可証の写しも併せて提出が必要です。

Q 4 - 4. (1) ④本人確認書類として住民票を添付したいのですが、発行日などに留意点はありますか？

A. 発行から6カ月以内の住民票（原本）を添付してください。

Q 4 - 5. (1) ④本人確認書類の添付は1点でよいですか？

A. 下記の(1)～(3)をお持ちの場合は、いずれか1点を添付してください。

- (1) 運転免許証の写し（裏面記載がある場合は、裏面も写しを添付。）
- (2) パスポートの写し（顔写真記載と所持人記入欄のページの写し。）
- (3) マイナンバーカードの写し（表面の写しを添付。マイナンバーの記載がある裏面の写しは不要）

(1)～(3)がない場合、次のア及びイの写しからそれぞれ1点（計2点）の添付が必要です。

- ア 健康保険証、介護保険証、年金手帳
 - イ 住民票、公共料金（電気・水道）の領収書、国税・地方税の領収書
- 例：ア健康保険証の写し＋ イ住民票の写し
ア年金手帳の写し＋ イ電気料金の領収書の写しなど

Q 4 - 6. (2) 店舗の飲食店部門の売上高（税抜）がわかる書類とは具体的にどのようなものですか？

A. 例えば、月次の売上帳簿や仕入帳簿、現金出納帳、商品有高帳等など、営業活動を行っていることが客観的に分かるものが考えられます。

なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を書類確認したうえで、判断させていただきます。

Q 4 - 7. (3) 営業時間の時短要請に応じた状況がわかる書類とはどのようなものですか？

A. 今回の時短要請に応じて、令和3年8月20日（金）から9月12日（日）の全期間、営業時間を短縮・休業したことがわかる自社ホームページ画面の写しや店頭に掲示した告知チラシやポスター等の写真や、その掲示している外観写真等が考えられます。

※提出される書類は、時短営業する店舗等の名称や状況（時短営業の期間、営業時間の変更）が第三者から見て明らかにわかるようにしてください。

※複数の店舗分をお持ちの場合、どの店舗が時短営業を実施しているのかがわかる書類を用意してください。

Q 4 - 8. (4) 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A. 金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページの写しをコピーいただき、様式5に貼り付けて提出してください。

Q 4 - 9. (4) 当座預金を使用しており、通帳がない場合、どのような資料を添付すればよいですか？

A. 金融機関から発行される当座勘定照合表など、振込先情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義）のわかる書類の写しを添付ください。

【5 その他】

Q 5 - 1. 協力金（第3次）で提出が求められている書類と、前回協力金を申請した際に提出した書類で同一のものがある場合、前回提出済の書類については、今回の提出は不要ですか？

A. 迅速に審査を行う観点から、前回提出済の書類についても再度ご提出ください。

ただし、一部早期支給の申請において提出済の書類については、省略できることとしました（食品衛生法に基づく営業許可証、本人確認書類、振込先口座書類等）。

Q 5 - 2. 申請書チェックリストは提出が必要ですか？

A. 必ず提出してください。

Q 5 - 3. 協力金の支給を受けた場合、課税対象になりますか？

A. 協力金については、事業所得に区分されるものであるため、課税対象です。

ただし、協力金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じない場合もあります。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次） 申請書類チェックリスト

本チェックリストに☑を入れ、申請書類がそろっているか確認し、本リストもあわせて提出してください。
★の書類は、一部早期支給を申請している場合、内容に変更がない限り提出不要です。

提出書類	チェック欄
1 様式1 協力金(第3次)申請書	<input type="checkbox"/>
2 様式2 誓約書	<input type="checkbox"/>
3 店舗ごとの協力金計算書(様式3-2~11) ※最初に様式3-1「店舗ごとの協力金計算書(判定表)」を確認し、該当する計算書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
4 添付書類 次の(1)①~④、(2)、(3)及び(4)の書類が全て必要となります。 ※(5)は対象者のみ。	<input type="checkbox"/>
(1)令和3年8月20日以前に開業しており、営業活動を行っていることがわかる書類	
①営業実態が確認できる書類 直近の確定申告書 (新規開業の場合:法人設立届、開業届または直近3カ月の売上高の写し) (合併・法人成り・事業承継の場合:履歴事項全部証明書、法人設立届、個人事業の開業・廃業届)	<input type="checkbox"/>
②申請する店舗ごとの外景(社名や店舗名入り)及び内景(客席と厨房)の写真 ⇒様式4に添付してください。(複数の店舗を申請する場合は、店舗ごとに提出してください)	<input type="checkbox"/>
★ ③申請する店舗ごとに必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(写しで可) (例) 営業自粛期間中に有効な食品衛生法に基づく営業許可証、風俗営業許可証等 ※一部早期支給申請時に提出済の書類は省略可	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
★ ④本人確認書類(写しで可) ※法人の場合は代表者のもの (例) 運転免許証(表裏)、パスポート(顔写真記載と所持人記入欄のページ)等 ⇒様式5に添付してください。(様式5に必要書類の例があります。)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2)店舗の飲食店部門の売上高(税抜)がわかる書類(写し可) (例) 飲食部門の売上台帳等 ※1日あたりの支給単価が下限額(富山市:3万円 富山市以外:2.5万円)を使用する場合は、提出不要です。 ※様式3-2~11の「店舗ごとの協力金計算書」のもとになる書類を添付ください。 ※様式に記載した数字と突き合わせができるよう確認書類にマーカーするなど分かりやすいようにしてください。	<input type="checkbox"/>
(3)営業時間の時短要請に応じた状況がわかる書類(写しで可) (例) 営業時間の短縮を告知するホームページ、店頭掲示用ポスター(参考様式を県のホームページからダウンロードできます)等の写真 等 ※提出される書類は、時短営業する店舗の名称や状況(時短営業の期間、営業時間の変更)が第三者から見て明らかにわかるようにしてください。 ※複数の店舗をお持ちの場合、どの店舗が時短要請を実施しているのかがわかる書類をご用意ください。 ※(富山市内の店舗)酒類の提供やカラオケ設備を利用していないことが確認できる書類を添付ください。 ※(富山市以外の店舗)酒類を提供していた場合は提供時間が確認できる書類を添付ください。	<input type="checkbox"/>
★ (4)振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し(通帳1ページ目の見開き部分) ※振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。 (法人の場合は当該法人の口座に限ります。) ⇒様式5に添付してください。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(5)富山県新型コロナ安心対策飲食店認証ステッカー(写し又は写真で可) ※上乘せ支給対象者のみ 認証取得済の場合、提出してください。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
上記すべてに☑が入ったことを確認しました	<input type="checkbox"/>

※申請書類一式をコピー又は写真撮影し、お手元に保管してください。

富山県知事 様

住 所 (法人にあつては主たる事務所、 個人事業主にあつては自宅の所在地)	〒
申請事業者氏名 (法人名または個人事業者名)	フリガナ
	名 称
	代表者役職
	フリガナ
申請書類の作成担当者・連絡先 (日中の連絡先) ※不備があつた場合にご連絡します。	フリガナ
	担当者氏名
	(電話)
	(携帯電話)

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第 3 次) 申請書

次のとおり富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 協力金申請額 (1) + (2) = 円
 <内訳>

(1) 対象となる店舗 (詳細を様式 1 - 2 に記入)

NO.	店舗名 (屋号)	住所	店舗ごとの支給額	早期支給の有無
1		<input type="checkbox"/> 富山市 <input type="checkbox"/> 富山市以外	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2		<input type="checkbox"/> 富山市 <input type="checkbox"/> 富山市以外	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3		<input type="checkbox"/> 富山市 <input type="checkbox"/> 富山市以外	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4		<input type="checkbox"/> 富山市 <input type="checkbox"/> 富山市以外	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5		<input type="checkbox"/> 富山市 <input type="checkbox"/> 富山市以外	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
計			 円	

(2) 富山県新型コロナ安心対策飲食店認証を申請中又は取得済みの店舗数

店舗数 店 × 100,000 円 = 円

2 振込口座 ※がある場合、該当するものにチェックをお願いします。

事業者の区分		<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	
法人番号 (法人のみ)			
振込先	銀行・金庫 組合・農協 漁協	本店・支店・出張所 本所・支所	金融機関 コード*1
	支店コード*1	普通 <input type="checkbox"/>	当座 <input type="checkbox"/>
	店番 ゆうちょ銀行の場合のみ記入	預金種類	
	口座番号*2		
フリガナ 口座名義			

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。

※2 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

(記入いただいた情報は本協力金に関する業務にのみ使用します。)

受付欄 (記入不要)

申請事業者氏名

営業時間短縮等を実施した店舗

対象店舗 1	店舗名 (屋号)			
	店舗の所在地			
	店舗分類	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> その他 ()		
	申請金額 (認証店舗の上 乗せを除く)	円	早期支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 : _____ 営業終了時間 : _____		
	時短要請 期間中の状況 (営業時間)	<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 時短営業 営業開始時間 : _____ 営業終了時間 : _____		
	富山県新型コロナ安心対策 飲食店認証制度について	申請の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	認証番号 (認証書があれば記載願います。)	
対象店舗 2	店舗名 (屋号)			
	店舗の所在地			
	店舗分類	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> その他 ()		
	申請金額 (認証店舗の上 乗せを除く)	円	早期支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 : _____ 営業終了時間 : _____		
	時短要請 期間中の状況 (営業時間)	<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 時短営業 営業開始時間 : _____ 営業終了時間 : _____		
	富山県新型コロナ安心対策 飲食店認証制度について	申請の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	認証番号 (認証書があれば記載願います。)	
対象店舗 3	店舗名 (屋号)			
	店舗の所在地			
	店舗分類	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> その他 ()		
	申請金額 (認証店舗の上 乗せを除く)	円	早期支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	時短・休業前の 営業時間	営業開始時間 : _____ 営業終了時間 : _____		
	時短要請 期間中の状況 (営業時間)	<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 時短営業 営業開始時間 : _____ 営業終了時間 : _____		
	富山県新型コロナ安心対策 飲食店認証制度について	申請の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	認証番号 (認証書があれば記載願います。)	

※複数店舗での申請の場合にはコピーしてお使いください。

誓 約 書

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）（以下「協力金」という。）に関して、次のとおり誓約します。

1. 令和3年8月20日（金）午後8時から9月12日（日）深夜12時までの全ての期間において営業時間の短縮等の取組みを実施しました。
2. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
3. 協力金（第3次）の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（協力金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。
4. 富山県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
5. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に該当する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
なお、このことを確認するため必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会することに同意します。
6. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。
7. 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、県厚生センター及び支所、富山市保健所、市町村等）の求めに応じて提供することに同意します。
8. 本協力金の申請にかかる書類一式について、帳簿及びすべての証拠書類を今後5年間保存することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地、個人事業主にあっては自宅の所在地）

申請者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の役職と氏名）

※氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

（ゴム印等は不可）

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）協力金計算書（判定表）

店舗ごとの協力金の計算を始める前に、下記の内容を確認してください。

1日当たりの協力金支給額を計算するにあたり、使用する計算方式を次により選択してください。

個人事業主、中小企業、大企業のどれに該当しますか？

個人事業主
または中小企業

大企業

1日当たりの売上が次の額「以下」ですか？

富山市 : 7万5,000円
県内全域（富山市除く） : 8万3,333円

【この場合の1日当たりの売上高計算方法】
申請する店舗の令和元年又は令和2年いずれかの8~9月の売上高（税抜）を61日で割った額※
※富山市は457万5,000円（1日あたり75,000円）、富山市以外は508万3,313円（1日あたり83,333円）以下の場合

開店（開業）から1年経過していますか？

1年以上

1年未満

【売上高減少額方式】

富山市 : 様式 3 - 8
県内全域（富山市除く） : 様式 3 - 9

【売上高減少額方式
（新規開店特例）】

富山市 : 様式 3 - 10
県内全域（富山市除く） : 様式 3 - 11

はい

いいえ
計算してみないと
分からない

開店（開業）から1年経過していますか？

1年以上

1年未満

1日当たりの売上が
25万円を超える
可能性がありますか？

はい

いいえ

【売上高方式（新規開店特例）】または【売上高減少額方式（新規開店特例）】のいずれかを選択（※）

【売上高方式（新規開店特例）】
富山市内 : 様式 3 - 4
県内全域（富山市除く） : 様式 3 - 5
【売上高減少額方式（新規開店特例）】
富山市内 : 様式 3 - 10
県内全域（富山市除く） : 様式 3 - 11

【売上高方式】

富山市内 : 様式 3 - 2
県内全域（富山市除く） : 様式 3 - 3

※令和元年または令和2年の8月~9月の合計売上高が不明の場合

富山市内 : 様式 3 - 6（年平均算定）
県内全域（富山市除く） : 様式 3 - 7（年平均算定）

※【売上高方式】または【売上高減少額方式】のいずれかを選択（※）

【売上高方式】

富山市内 : 様式 3 - 2
県内全域（富山市除く） : 様式 3 - 3

【売上高減少額方式】

富山市内 : 様式 3 - 8
県内全域（富山市除く） : 様式 3 - 9

（※）売上高の減少額が大きい店舗は売上高減少額方式で計算した方が協力金の支給額が大きくなる場合があります。

1日当たりの支給額は次のとおりです。
富山市内 : 3万円
県内全域（富山市除く） : 2.5万円

【売上高方式】

富山市内 : 様式 3 - 2
県内全域（富山市除く） : 様式 3 - 3

※店舗ごとの協力金計算のもとになる確認書類は提出不要（P31「申請書類チェックリスト」4添付書類（2）参照）

※営業実態が確認できる書類として、直近の確定申告書等の提出は必要（P31「申請書類チェックリスト」4添付書類（1）参照）

【富山市(措置区域)用】店舗ごとの協力金計算書

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の8~9月の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
ただし、申請額72万円で申請される方は不要です。
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
申請店舗(飲食部門に限る)の令和元年又は令和2年いずれかの8~9月の売上高(税抜)の合計は 457万5000円(1日当たり7万5,000円)を超えますか?	
YES ↓	NO →
支給額は1日あたり30,000円です 30,000×24日=¥720,000	
<input type="checkbox"/> 申請金額について 確認しました。	
支給額の計算が必要です。以下を記入してください。	

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力(手書きの場合は全ての項目を入力)

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入

※ 算出に用いる売上高は全て税抜で記載

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

令和元年又は令和2年の 8月の売上高 ① <input style="width: 80%;" type="text"/> 円	+	①で選択した年の 9月の売上高 ② <input style="width: 80%;" type="text"/> 円	=	令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高 ③ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高 ③ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円	÷	61 日	=	令和元年又は令和2年8~9 月の1日当たりの売上単価 ④ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
令和元年又は令和2年8~9月 の1日当たりの売上単価 ④ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円	×	0.4	=	1日当たりの 協力金支給単価(仮) ⑤ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
↓ 千円未満切上				
1日当たりの 協力金支給単価(正) ⑥ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円				
上限【10万円】として算出 下限【3万円】として算出				
1日当たりの 協力金支給単価(正) ⑥ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円	×	要請期間 ⑦ 24 日	=	当該店舗の協力金 支給額 ⑧ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円
<input type="checkbox"/> 申請金額について 確認しました。				

※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、
上記⑧に加え、10万円(定額)加算

【県内全域(富山市除く)用】店舗ごとの協力金計算書

【留意事項】

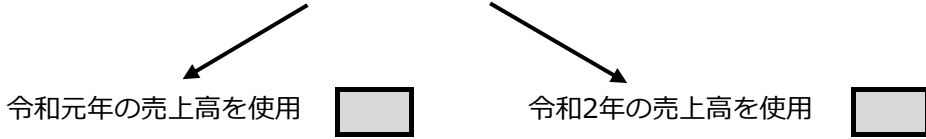
- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の8~9月の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
ただし、申請額60万円で申請される方は不要です。
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
申請店舗(飲食部門に限る)の令和元年又は令和2年いずれかの8~9月の売上高(税抜)の合計は 508万3313円(1日当たり8万3,333円)を超えますか?	
YES	NO
↓	支給は1日あたり25,000円です $25,000 \times 24日 = ¥600,000$
↓	<input type="checkbox"/> 申請金額について 確認しました。
支給額の計算が必要です。以下を記入してください。	

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力(手書きの場合は全ての項目を入力)

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入してください

※ 算出に用いる売上高は全て税抜で記載



令和元年又は令和2年の 8月の売上高 ① <input style="width: 50px;" type="text"/> 円	+	①で選択した年の 9月の売上高 ② <input style="width: 50px;" type="text"/> 円	=	令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高 ③ <input style="width: 50px;" type="text"/> 円
令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高 ③ <input style="width: 50px;" type="text"/> 円	÷	61 日	=	令和元年又は令和2年8~9 月の1日当たりの売上単価 ④ <input style="width: 50px;" type="text"/> 円
令和元年又は令和2年8~9月 の1日当たりの売上単価 ④ <input style="width: 50px;" type="text"/> 円	×	0.3	=	1日当たりの 協力金支給単価(仮) ⑤ <input style="width: 50px;" type="text"/> 円
↓ 千円未満切上				
1日当たりの 協力金支給単価(正) ⑥ <input style="width: 50px;" type="text"/> 円				
上限【7.5万円】として算出 下限【2.5万円】として算出				
1日当たりの 協力金支給単価(正) ⑥ <input style="width: 50px;" type="text"/> 円	×	要請期間 ⑦ <input style="width: 50px;" type="text"/> 24 日	=	当該店舗の協力金 支給額 ⑧ <input style="width: 50px;" type="text"/> 円
<input type="checkbox"/> 申請金額について 確認しました。				

※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、上記⑧に加え、10万円(定額)加算

○売上高方式

様式3-4

＜新規開店特例＞【富山市(措置区域)用】店舗ごとの協力金計算書

◇店舗開業後、1年未満の中小企業向け◇
開業日以降、令和3年8月19日（本時短要請前日）までの合計売上高を基準に計算

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
-------	--

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

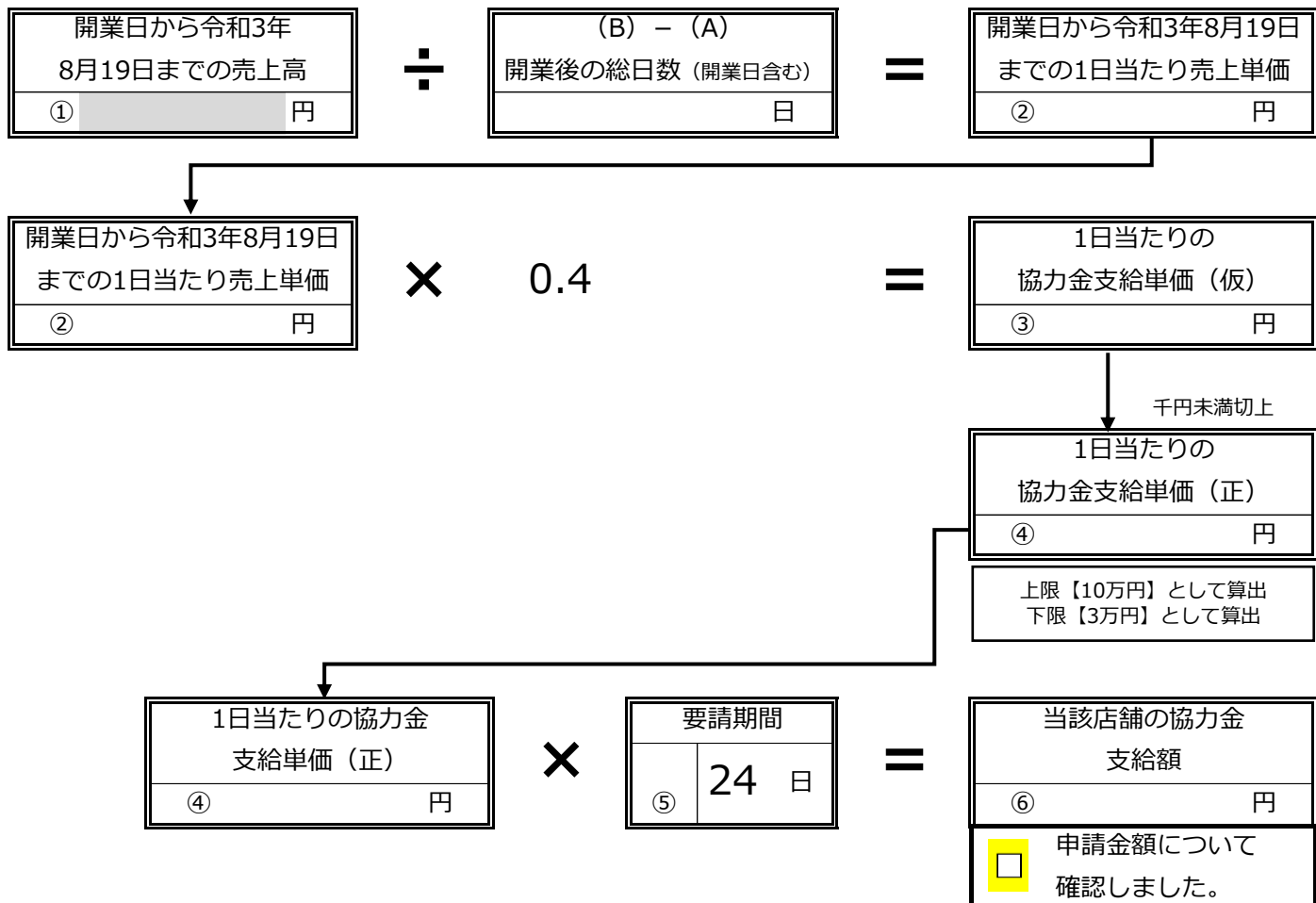
※ 算出に用いる売上高は全て税抜で記載

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力（手書きの場合は全ての項目を入力）

開業日を記載してください

西暦 年 月 日 / / ⇒ (A)

時短要請の開始前日 → 2021/8/19 ⇒ (B)



※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、

上記⑥に加え、10万円(定額)加算

○売上高方式

様式3-5

<新規開店特例>【県内全域(富山市除く)用】店舗ごとの協力金計算書

◇店舗開業後、1年未満の中小企業向け◇
開業日以降、令和3年8月19日(本時短要請前日)までの合計売上高を基準に計算

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
-------	--

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

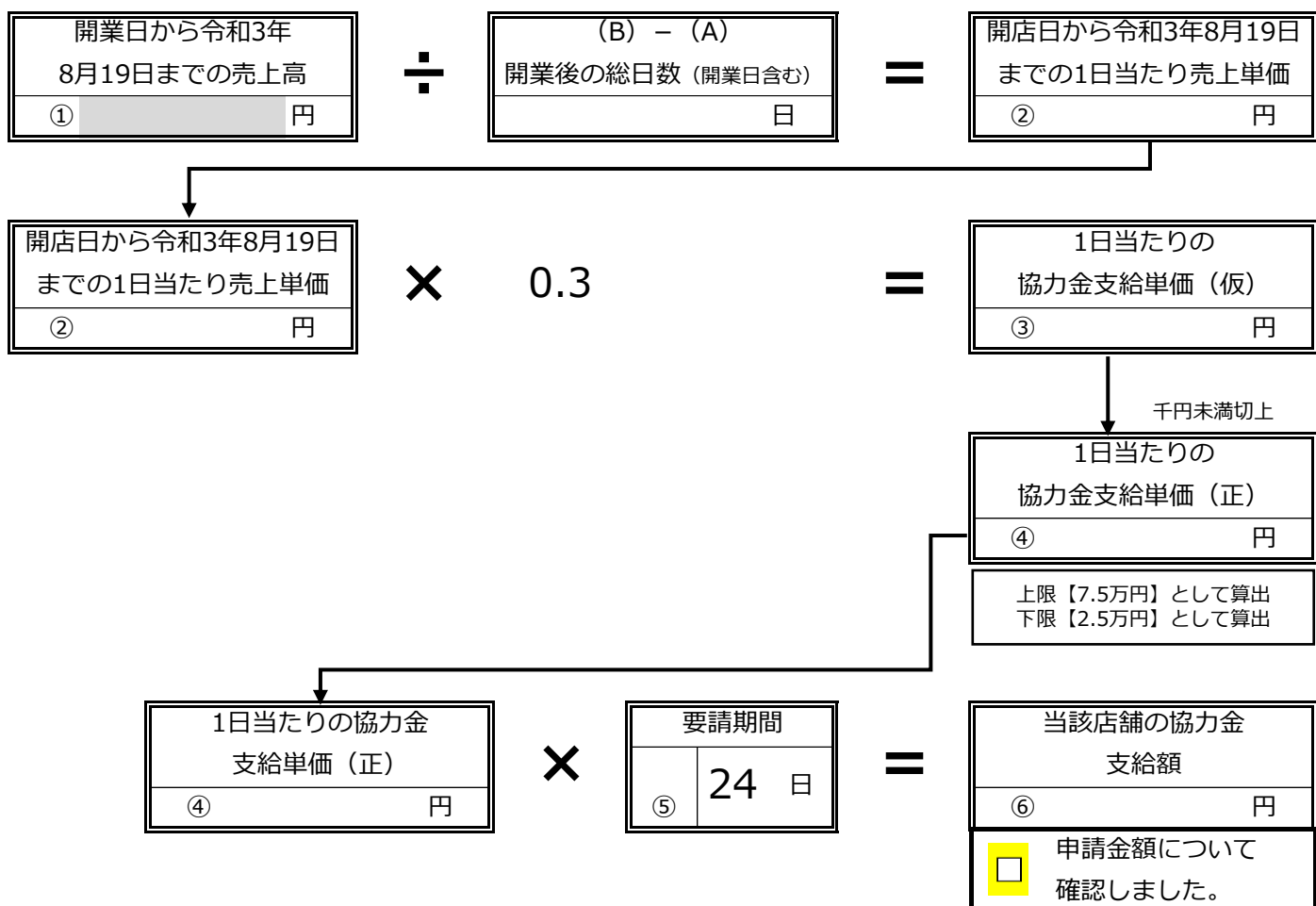
※ 算出に用いる売上高は全て税抜で記載

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力(手書きの場合は全ての項目を入力)

開業日を記載してください

西暦 年 月 日 / / ⇒ (A)

時短要請の開始前日 → 2021/8/19 ⇒ (B)



※富山県新型コロナ安心対策飲食店には、上記⑥に加え、10万円(定額)加算

＜年平均算定＞【富山市(措置区域)用】店舗ごとの協力金計算書

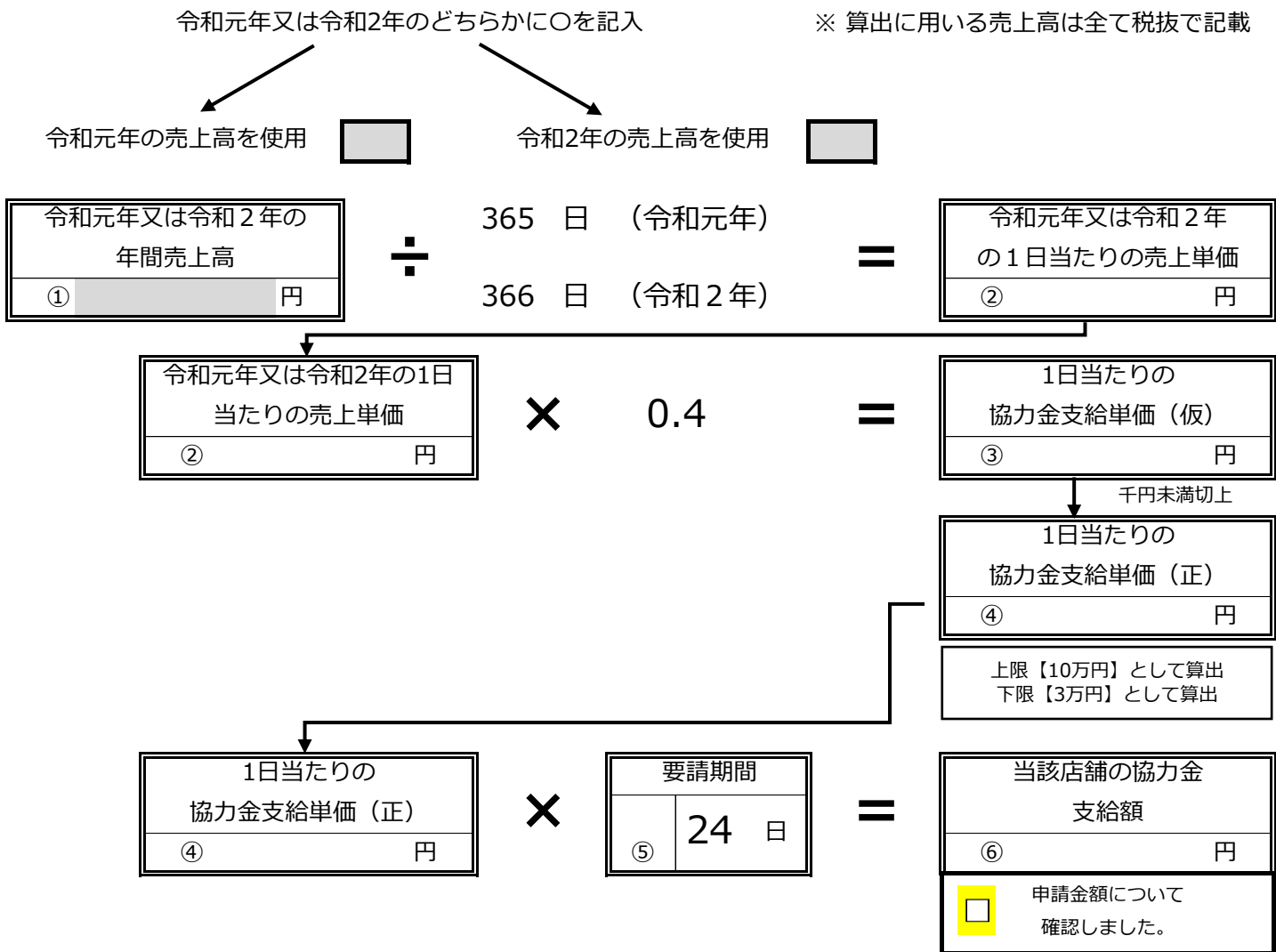
◇令和元年または令和2年の8～9月の合計売上高が不明な中小企業向け◇
令和元年または令和2年の年間売上高を基準に計算

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の年間の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
ただし、申請額72万円で申請される方は不要です。
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
申請店舗(飲食部門に限る)の令和元年の年間売上高(税抜)が2,737万5,000円(1日当たり7万5,000円)又は令和2年の年間売上高(税抜)が2,745万円(1日当たり7万5,000円)を超えますか?	
YES	NO
↓	支給は1日あたり30,000円です 30,000×24日=¥720,000
支給額の計算が必要です。以下を記入してください。	<input type="checkbox"/> 申請金額について 確認しました。

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力(手書きの場合は全ての項目を入力)



※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、上記⑥に加え、10万円(定額)加算

＜年平均算定＞【県内全域(富山市除く)用】店舗ごとの協力金計算書

◇令和元年または令和2年の8～9月の合計売上高が不明な中小企業向け◇
令和元年または令和2年の年間売上高を基準に計算

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の年間の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
ただし、申請額60万円で申請される方は不要です。
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
申請店舗(飲食部門に限る)の令和元年の年間売上高(税抜)が3,041万6,545円(1日当たり8万3,333円)又は令和2年の年間売上高(税抜)が3,049万9,878円(1日当たり8万3,333円)を超えますか?	
YES	NO
↓	支給は1日あたり25,000円です 25,000×24日=¥600,000
支給額の計算が必要です。以下を記入してください。	<input type="checkbox"/> 申請金額について確認しました。

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力(手書きの場合は全ての項目を入力)

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入

※ 算出に用いる売上高は全て税抜で記載

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

令和元年又は令和2年の 年間売上高 ① 円	÷	365 日 (令和元年) 366 日 (令和2年)	=	令和元年又は令和2年 の1日当たりの売上単価 ② 円
令和元年又は令和2年の 1日当たりの売上単価 ② 円	×	0.3	=	1日当たりの 協力金支給単価(仮) ③ 円
				千円未満切上
				1日当たりの 協力金支給単価(正) ④ 円
				上限【7.5万円】として算出 下限【2.5万円】として算出
1日当たりの 協力金支給単価(正) ④ 円	×	要請期間 ⑤ 24 日	=	当該店舗の協力金 支給額 ⑥ 円
				<input type="checkbox"/> 申請金額について確認しました。

※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、

上記⑥に加え、10万円(定額)加算

○売上高減少額方式

様式3-8

【富山市(措置区域)用】店舗ごとの協力金計算書

◇大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業向け◇

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の8~9月の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
-------	--

申請する店舗(飲食部門に限る)の令和元年又は令和2年いずれかの8~9月と比べて
令和3年の8~9月の売上高は減少していますか

YES

NO

申請できません

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力(手書きの場合は全ての項目を入力)

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入

※ 算出に用いる売上高は全て税抜で記載

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

令和元年又は令和2年の 8月の売上高		+		=	
① <input style="width: 80%;" type="text"/> 円					

①で選択した年の 9月の売上高		+		=	
② <input style="width: 80%;" type="text"/> 円					

令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高		=	
③ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円			

令和3年8月の売上高		+		=	
④ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円					

令和3年9月の売上高		+		=	
⑤ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円					

令和3年8~9月の売上高計		=	
⑥ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円			

令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高		-		=	
③ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円					

令和3年8~9月の売上高計		-		=	
⑥ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円					

令和3年8~9月売上高減少額 (令和元年又は令和2年比較)		=	
⑦ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円			

令和3年8~9月売上高減少額 (令和元年又は令和2年比較)		÷		×		=	
⑦ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円			61 日		0.4		

令和3年8~9月の1日当たりの 売上高減少単価(仮)		=	
⑧ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円			

千円未満切上

令和3年8~9月の1日当たりの 売上高減少単価(正)		=	
⑨ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円			

上限は【20万円】

令和3年8~9月の1日当たりの 売上高減少単価(正)		×		=	
⑨ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円			24 日		

要請期間		=	
⑩ <input style="width: 80%;" type="text"/> 日			

当該店舗の協力金 支給額		=	
⑪ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円			

申請金額について
確認しました。

※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、
上記⑩に加え、10万円(定額)加算

○売上高減少額方式

様式3-9

【県内全域(富山市除く)用】店舗ごとの協力金計算書

◇大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業向け◇

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の8~9月の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
-------	--

申請する店舗(飲食部門に限る)の令和元年又は令和2年いずれかの8~9月と比べて
令和3年の8~9月の売上高は減少していますか

YES

NO

申請できません

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力(手書きの場合は全ての項目を入力)

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入

※ 算出に用いる売上高は全て税抜で記載

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

令和元年又は令和2年の 8月の売上高
① <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

+

①で選択した年の 9月の売上高
② <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

=

令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高
③ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

令和3年8月の売上高
④ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

+

令和3年9月の売上高
⑤ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

=

令和3年8~9月の売上高計
⑥ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高
③ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

-

令和3年8~9月の売上高計
⑥ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

=

令和3年8~9月売上高減少額 (令和元年又は令和2年比較)
⑦ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

令和3年8~9月売上高減少額 (令和元年又は令和2年比較)
⑦ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

÷ 61 日 × 0.4 =

令和3年8~9月の1日当たりの 売上高減少単価(仮)
⑧ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

↓ 千円未満切上

令和3年8~9月の1日当たりの 売上高減少単価(正)
⑨ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

⑧または【③÷61×0.3をして算出された額】のいずれか低い額(千円未満切上)。上限は【20万円】。

令和3年8~9月の1日当たりの 売上高減少単価(正)
⑨ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

×

要請期間
⑩ 24 日

=

当該店舗の協力金 支給額
⑪ <input style="width: 80%;" type="text"/> 円

申請金額について
確認しました。

※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、上記⑩に加え、10万円(定額)加算

<新規開店特例>【富山市(措置区域)用】店舗ごとの協力金計算書

◇店舗開業後、1年未満の大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業向け◇
開業日以降、令和3年8月19日（本時短要請前日）までの合計売上高を基準に計算

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の8～9月の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
-------	--

申請する店舗（飲食部門に限る）の開業日以降、令和3年8月19日（本時短要請前日）までの合計売上高と比較して、令和3年8～9月の売上高は減少していますか

YES

NO

申請できません

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。 ※ 算出に用いる売上高は全て税抜で記載

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力（手書きの場合は全ての項目を入力）

開業日を記載してください

西暦 年 月 日 / / ⇒ (A)

時短要請の開始前日 → 2021/8/19 ⇒ (B)

開業日から令和3年 8月19日までの売上高 ① <input style="width: 100px;" type="text"/> 円	÷	(B) - (A) 開業後の総日数 (開業日含む) 日	=	開店日から令和3年8月19日 までの1日当たり売上単価 ② <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
--	---	-----------------------------------	---	--

令和3年8月の売上高 ③ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円	+	令和3年9月の売上高 ④ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円	=	令和3年8～9月の売上高計 ⑤ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
--	---	--	---	---

令和3年8～9月売上高計 ⑤ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円	÷	61 日	=	令和3年8～9月の 1日当たり売上高計 ⑥ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
--	---	------	---	--

開店日から令和3年8月19日 までの1日当たり売上単価 ② <input style="width: 100px;" type="text"/> 円	-	令和3年8～9月の 1日当たり売上高計 ⑥ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円	× 0.4 =	令和3年8～9月の1日当たりの 売上高減少単価 (仮) ⑦ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
--	---	--	---------	--

千円未満切上

令和3年8～9月の1日当たりの 売上高減少単価 (正) ⑧ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
--

上限は【20万円】

令和3年8～9月の1日当たりの 売上高減少単価 (正) ⑧ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円	×	要請期間 ⑨ <input style="width: 40px;" type="text"/> 24 日	=	当該店舗の協力金 支給額 ⑩ <input style="width: 100px;" type="text"/> 円
--	---	--	---	---

<input type="checkbox"/>	申請金額について 確認しました。
--------------------------	---------------------

※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、上記⑩に加え、10万円(定額)加算

○売上高減少額方式

様式3-11

<新規開店特例>【県内全域(富山市除く)用】店舗ごとの協力金計算書

◇店舗開業後、1年未満の大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業向け◇
開業日以降、令和3年8月19日(本時短要請前日)までの合計売上高を基準に計算

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の8~9月の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

申請店舗名	
-------	--

申請する店舗(飲食部門に限る)の開業日以降、令和3年8月19日(本時短要請前日)までの合計売上高と比較して、令和3年8~9月の売上高は減少していますか

YES

NO

申請できません

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

※ 算出に用いる売上高は全て税抜で記載

Excel ファイルで作成の場合はこの項目のみ入力(手書きの場合は全ての項目を入力)

開業日を記載してください

西暦 年 月 日 / / ⇒ (A)

時短要請の開始前日 2021/8/19 ⇒ (B)

開業日から令和3年 8月19日までの売上高 ① 円	÷	(B) - (A) 開業後の総日数(開業日含む) 日	=	開店日から令和3年8月19日 までの1日当たり売上単価 ② 円
---------------------------------	---	----------------------------------	---	---------------------------------------

令和3年8月の売上高 ③ 円	+	令和3年9月の売上高 ④ 円	=	令和3年8~9月の売上高計 ⑤ 円
-------------------	---	-------------------	---	----------------------

令和3年8~9月売上高計 ⑤ 円	÷	61 日	=	令和3年8~9月の 1日当たり売上高計 ⑥ 円
---------------------	---	------	---	-------------------------------

開店日から令和3年8月19日 までの1日当たり売上単価 ② 円	-	令和3年8~9月の 1日当たり売上高計 ⑥ 円	× 0.4 =	令和3年8~9月の1日当たりの 売上高減少単価(仮) ⑦ 円
---------------------------------------	---	-------------------------------	---------	--------------------------------------

千円未満切上

令和3年8~9月の1日当たりの 売上高減少単価(正) ⑧ 円

⑦または【②×0.3をして算出された額】のいずれか低い額(千円未満切上)。上限は【20万円】。

令和3年8~9月の1日当たりの 売上高減少単価(正) ⑧ 円	×	要請期間 ⑨ 24 日	=	当該店舗の協力金 支給額 ⑩ 円
--------------------------------------	---	----------------	---	------------------------

申請金額について
確認しました。

※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、
上記⑩に加え、10万円(定額)加算

添付書類 貼り付け用紙

店舗名

添付書類 4 (1) ②外景写真

の り し ろ

- ・ 店舗の名称が確認できるもの（看板等）
- ・ 店先や店内に「時短営業の案内」を掲示していることが分かるもの

添付書類 4 (1) ②内景写真

の り し ろ

- ・ 感染防止対策を行っていることがわかるもの（アクリル板の設置、席間の距離確保、消毒液設置等）

添付書類 貼り付け用紙

添付書類 4 (1) ④本人確認書類 (写しで可)

のりしろ

下記のうち、どれか 1 点を添付してください。

- (1) 運転免許証の写し (裏面記載がある場合は裏面も)
- (2) パスポートの写し (顔写真のページと所持人記入欄 (住所記載) のページ)
- (3) マイナンバーカードの写し (表面 (顔写真のある面))

※ (1)、(2)、(3) がない場合、次のア及びイの写しからそれぞれ 1 点 (計 2 点)

- ア 健康保険証、介護保険証、年金手帳 (氏名の記載のあるページ)
- イ 住民票 (発行後 6 ヶ月以内のもの)、国税・地方税の領収書、公共料金 (電気・水道) の領収書 (自宅住所のもの、ただし申請者名義に限る)

例：ア健康保険証の写し + イ住民票の写し

ア年金手帳の写し + イ電気料金の領収書の写し など

添付書類 4 (4) 振込口座と口座名義がわかる通帳の写し

のりしろ

通帳表紙裏面 (口座番号・口座名義が書かれた部分) の写し

- ※ 振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。
(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- ※ 様式 1 の口座と同じものに限りません。
- ※ 通帳の振込口座情報が記載されているページの見開き写しを貼付してください。
(下記参照)
- ※ 当座預金口座や電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を「A 4 サイズ」で印刷して同封してください (この用紙にのりづけする必要はありません)。
- ※ キャッシュカードのコピーは不可

(銀行通帳の例)

口座名義 (カナ) 銀行コード ○○○○ 預金種類 ○○ 店番 口座番号 ○○○○○○ ○○○
○○銀行 ○○支店

(ゆうちょ銀行の例)

記号 11960 番号 1234561 おなまえ (カナ氏名) 住所 〒○○○-○○○○ 富山県○○市○○…
【店名】 一二三 (読み イチニサン) 【店番】 123 【預金種目】 普通貯金 【口座番号】 0123456

記入例

様式1-1

令和3年9月13日

富山県知事 様

住 所 (法人にあっては主たる事務所、 個人事業主にあっては自宅の所在地)	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	個人事業主の場合 本人確認書類と一致 させてください。
申請事業者氏名 (法人名または 個人事業者名)	フリガナ カブシキガイシャ トヤマ 名 称 株式会社とやま 代表者役職 代表取締役 フリガナ トヤマ タロウ 代表者氏名 富山 太郎	
申請書類の作成 担当者・連絡先 (日中の連絡先) ※不備があった場合 にご連絡します。	フリガナ タテヤマ イチロウ 担当者氏名 立山 一郎 (電話) 076-△△△-□□□□ (携帯電話) 090-△△△-□□□□	

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）申請書

次のとおり富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 協力金申請額 (1) + (2) = **4,228,000** 円

**申請される店舗数とそれ
に応じた申請額を記入し
てください。**

<内訳>

(1) 対象となる店舗（詳細を様式1-2に記入）

NO.	店舗名（屋号）	住所	店舗ごとの申請額	早期支給の有無
1	レストランとやま	<input checked="" type="checkbox"/> 富山市 <input type="checkbox"/> 富山市以外	960,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2	居酒屋とやま	<input type="checkbox"/> 富山市 <input checked="" type="checkbox"/> 富山市以外	3,168,000円	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
3		<input type="checkbox"/> 富山市 <input type="checkbox"/> 富山市以外	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4		<input type="checkbox"/> 富山市 <input type="checkbox"/> 富山市以外	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5		<input type="checkbox"/> 富山市 <input type="checkbox"/> 富山市以外	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
計			4,128,000円	

(2) 富山県新型コロナ安心対策飲食店認証を申請中又は取得済みの店舗数

店舗数 **1** 店 × 100,000円 = **100,000** 円

2 振込口座 ※□がある場合、該当するものにチェックをお願いします。

事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人		<input type="checkbox"/> 個人事業主														
法人番号（法人のみ）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4				
振込先	●●● 銀行 ●●● 金庫 ●●● 組合 ●●● 農協 ●●● 漁協 ●●● 本店・支店・出張所 ●●● 本店・支所 ●●● 金融機関 ●●● コード ●●● ※1 1 2 3 4 支店コード●●● ※1 1 2 3	店番				預金種類				普通				当座			
	ゆうちょ銀行の場合のみ記入									<input checked="" type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
	口座番号※2	1	2	3	4	5	6	7									
	フリガナ 口座名義	カ)トヤマ				トヤマ				タロウ				(株)とやま 富山 太郎			

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。
 ※2 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。
 （記入いただいた情報は本協力金に関する業務にのみ使用します。）

受付欄（記入不要）

営業時間短縮等を実施した店舗

対象店舗1	店舗名(屋号)	レストランとやま		
	店舗の所在地	富山市新総曲輪〇〇		
	店舗分類	<input checked="" type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> その他()		
	申請金額 (認証店舗の上乗せを除く)	960,000 円	早期支給の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	時短・休業前の営業時間	営業開始時間 17 : 00 営業終了時間 22 : 00		
	時短要請期間中の状況 (営業時間)	<input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 時短営業 営業開始時間 17 : 00 営業終了時間 19 : 00		
	富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度について	申請の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	認証番号(認証書があれば記載願います) 01234	
対象店舗2	店舗名(屋号)	居酒屋とやま		
	店舗の所在地	高岡市御旅屋町〇〇		
	店舗分類	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 料理店 <input checked="" type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> その他()		
	申請金額 (認証店舗の上乗せを除く)	3,168,000 円	早期支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	時短・休業前の営業時間	営業開始時間 18 : 00 営業終了時間 2 : 00		
	時短要請期間中の状況 (営業時間)	<input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 時短営業 営業開始時間 : 営業終了時間 :		
	富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度について	申請の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	認証番号(認証書があれば記載願います)	
対象店舗3	店舗名(屋号)			
	店舗の所在地			
	店舗分類	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> その他()		
	申請金額 (認証店舗の上乗せを除く)	円	早期支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	時短・休業前の営業時間	営業開始時間 : 営業終了時間 :		
	時短要請期間中の状況 (営業時間)	<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 時短営業 営業開始時間 : 営業終了時間 :		
	富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度について	申請の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	認証番号(認証書があれば記載願います)	

もっとも近い分類に○をつけてください。
該当がなければ「その他」をお選び下さい。

【富山市(措置区域)用】店舗ごとの協力金計算書

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の8~9月の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
ただし、申請額72万円で申請される方は不要です。
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

様式1-2に記載した店舗名を記入してください。

申請店舗名	レストランとやま
-------	----------

申請店舗(飲食部門に限る)の令和元年又は令和2年いずれかの8~9月の売上高(税抜)の合計は457万5000円(1日当たり7万5,000円)を超えますか?

YES

NO

支給は1日あたり30,000円です
30,000×24日=¥720,000
 申請金額について確認しました。

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

の項目を入力

※算出に用いる売上高は全て税抜で記載

令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入

令和元年の売上高を使用

令和2年の売上高を使用

県のホームページで公表している計算書(Excel)をご活用ください。
※売上高を入力すると支給額が自動計算されます。

令和元年又は 令和2年8月の売上高 ① 3,000,000 円	+	①で選択した年の 9月の売上高 ② 3,000,000 円	=	令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高 ③ 6,000,000 円
---------------------------------------	---	-------------------------------------	---	---

令和元年又は令和2年 8~9月の合計売上高 ③ 6,000,000 円	÷	61 日	=	令和元年又は令和2年8~9 月の1日当たりの売上単価 ④ 98,361 円
---	---	------	---	---

令和元年又は令和2年8~9月 の1日当たりの売上単価 ④ 98,361 円	×	0.4	=	1日当たりの 協力金支給単価(仮) ⑤ 39,345 円
---	---	-----	---	------------------------------------

千円未満切上

1日当たりの 協力金支給単価(正) ⑥ 40,000 円

上限【10万円】として算出
下限【3万円】として算出

1日当たりの 協力金支給単価(正) ⑥ 40,000 円	×	要請期間 ⑦ 24 日	=	当該店舗の協力金 支給額 ⑧ 960,000 円
------------------------------------	---	----------------	---	--------------------------------

最後にチェック

申請金額について確認しました。

※富山県新型コロナ安心対策飲食店には、上記⑧に加え、10万円(定額)加算

○売上高減少額方式

様式3-8

【富山市(措置区域)用】店舗ごとの協力金計算書

◇大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業向け◇

【留意事項】

- 1 店舗ごとに、協力金の支給額について計算が必要です。複数事業(店舗)を営む方は、申請店舗に係る売上高(税抜)が分かる書類の提出が必要です。
- 2 該当年の8~9月の売上高が分かる売上台帳などの提出が必要です。(添付書類(2)関係)
- 3 記入いただいたこの用紙も提出が必要です。

様式1-2に記載した店舗名を記入してください。

申請店舗名	居酒屋とやま
-------	--------

申請する店舗(飲食部門に限る)の令和元年又は令和2年いずれかの8~9月と比べて令和3年の8~9月の売上高は減少していますか

YES NO → 申請できません

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

の項目を入力 ※算出に用いる売上
 令和元年又は令和2年のどちらかに○を記入
 県のホームページで公表している計算書(Excel)をご活用ください。
 ※売上高を入力すると支給額が自動計算されます。

令和元年の売上高を使用 <input type="checkbox"/>	令和2年の売上高を使用 <input checked="" type="checkbox"/>	
令和元年又は令和2年8月の売上高 ① 20,000,000 円	+ ①で選択した年の9月の売上高 ② 20,000,000 円	= 令和元年又は令和2年8~9月の合計売上高 ③ 40,000,000 円
令和3年8月の売上高 ④ 10,000,000 円	+ 令和3年9月の売上高 ⑤ 10,000,000 円	= 令和3年8~9月の売上高計 ⑥ 20,000,000 円
令和元年又は令和2年8~9月の合計売上高 ③ 40,000,000 円	- 令和3年8~9月の売上高計 ⑥ 20,000,000 円	= 令和3年8~9月売上高減少額(令和元年又は令和2年比較) ⑦ 20,000,000 円
令和3年8~9月売上高減少額(令和元年又は令和2年比較) ⑦ 20,000,000 円	÷ 61 日 × 0.4	= 令和3年8~9月の1日当たりの売上高減少単価(仮) ⑧ 131,148 円

千円未満切上
 令和3年8~9月の1日当たりの売上高減少単価(正)
 ⑨ 132,000 円
 上限は【20万円】

令和3年8~9月の1日当たりの売上高減少単価(正) ⑨ 132,000 円	×	要請期間 ⑩ 24 日	=	当該店舗の協力金支給額 ⑪ 3,168,000 円
				<input checked="" type="checkbox"/> 申請金額について確認しました。

最後にチェック

※富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店には、上記⑩に加え、10万円(定額)加算